

三重の古文化 99 抜刷 (三重郷土会 2014年)

「迹太川」米洗川説に
ついての補足的諸考察

久志本 鉄也

「迹太川」米洗川説についての補足的諸考察

久志本 鉄也

はじめに

筆者は先に「壬申紀『迹太川』小考」¹⁾(以下前稿A)で「迹太川」は現在の米洗川であろうと述べ、関連して「東大寺領三重庄の所在地に関する一考察」²⁾(以下前稿B)を本誌前号(九八号)に掲載させていただいた。本稿はそれらに対する幾つかの補足である。

周知のように「迹太川」は、『日本書紀』や『釈日本紀』所引『安斗智徳日記』では朝明郡の川と記されているが、『東大寺諸荘文書并絵図等目録』(以下『目録』と略記)に三重庄の四至(南限)として見える「遠河」は三重郡の川(素直に読めば現在の三滝川)と考える他なく、「迹太川」と「遠河」を同一の河川と見なすならば、この矛盾をどのように説明すればよいのかということが古代史学徒にとって悩ましい課題であった。

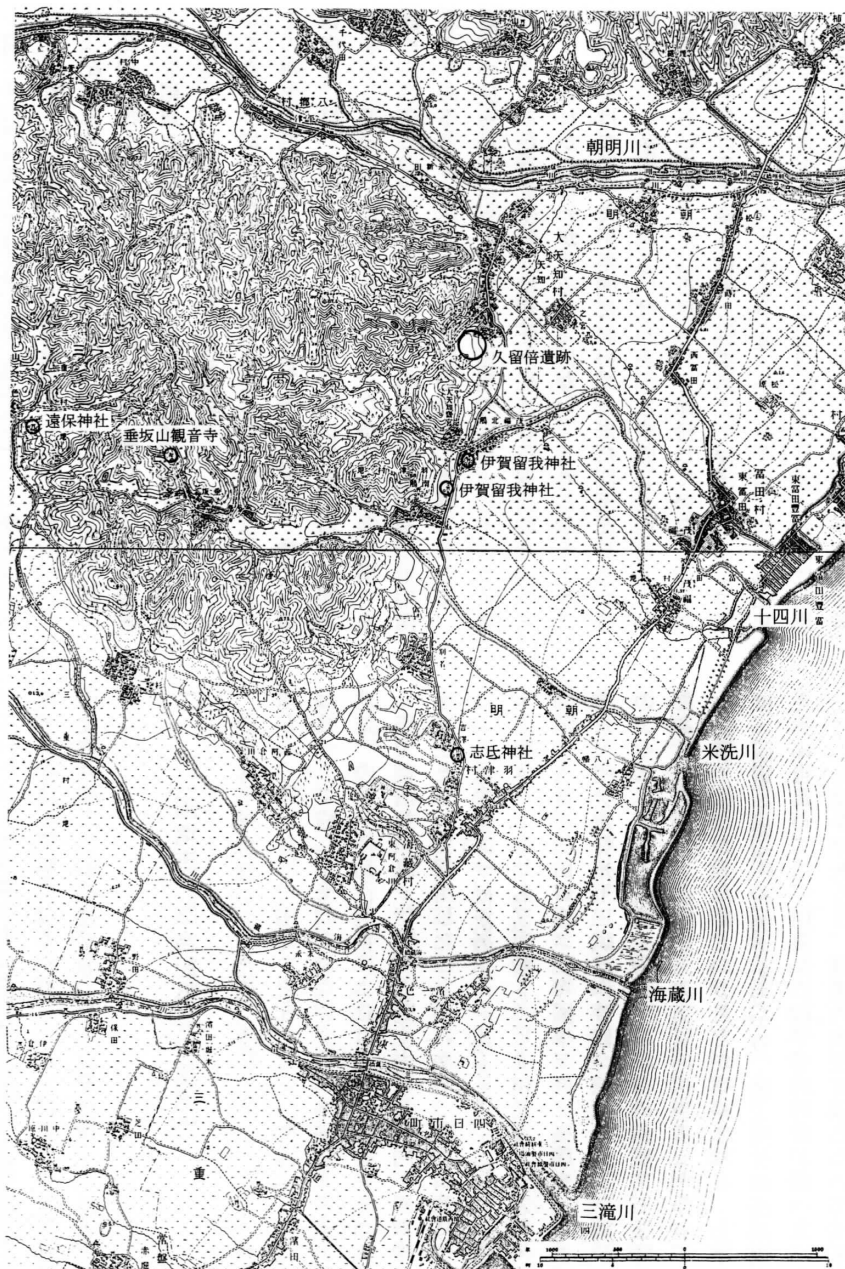
それに対し筆者は前稿Bで、「天平勝宝九年(七五七)から大治五年(一一三〇)³⁾までのある時点で、(注：地名の誤写ばかりでなく)方位に関しても南北を取り違えて記

した可能性を想定しても許されるのではないだろうか」と記した。とすれば、そのようなことはどのような場合にあり得たのか。まずはそのことについて考えてみたい。

一 古代四至記載法再考

『目録』添付の絵図及四至が書かれた天平勝宝九年(七五七)とほぼ同時代といつていい天平十九年(七四七)に、『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』(以下『資財帳』と略記)が作成されている。そこに掲げられた寺領の四至をみると、古代四至記載法といわれる「東南西北」の順に記した寺領が九カ所であるのに対し、それ以外の順で四至を記載した例は十五カ所に及んでいる。いささか煩雑ではあるが、その十五カ所について『資財帳』掲載順に四至の記載順を示しておく。(『大日本古文書編年文書二』六五―六五六頁)

・「紀伊国海部郡木本郷伯柒拾町」東北西南・「三重郡宮原肆拾町」東南西北・「三重郡赤松原百町」東南西北・「鈴鹿郡大野百町」東北西南・「河曲郡牛屋窪二十町」東北南西・「播磨国赤穂郡十町多太野」東西北



陸地測量部明治24年測図 2 万分の 1 地形図「桑名」「四日市」に加筆し 2 分の 1 に縮小

南・「備前国上道郡五十町」東西南北・「同国御野郡五十町」東西南北・「同国津高郡五十町」東西南北・「紀伊国木本郷葦原」東西南北・「近江国野州郡百町」東西南北・「同国愛智郡百町」東西南北・「伊賀国阿拝郡柘殖原」東西南北・「美濃国武義郡廿五町」東西南北・「同国大嶋野廿町」東西南北

このように、「東南西北」が定型とされる古代にあつて、その四至記載順は実に多様であつたことが分かる。特に「東南西北」は九力所を数え、「東南西北」に匹敵する四至記載順を示している。また少数（二例）ながら「東北西南」も認められ（その一つが鈴鹿郡例）、四至の記載順を「東南西北」であると思ひ込んでゐる史生が筆写した場合などに、南北の逆転が生じ得た可能性を指摘できる。このように書くと、あたかも史生個人に責任が帰される偶発的な誤写と受け取られかねないが、そうではない。それは個人の次元の問題ではなく、天平年間においては未だ四至記載法が確定していなかつた（あるいはわが国古来の「東西南北」が公文書においても未だ「市民権」を保持していた）ことの証左であり、その後五行説（陰陽道）の浸透などによつて大治五年（一一三〇）時点では、「東南西北」に定式化していた状況を示しているのではないか。であるがゆえに、思ひ込みから誤写してしまつた。即ち、このことが七五七年

から一一三〇年の間に生じた社会の変化だったのであるが、自ずから別の問題になるので、ここではこれ以上ふれず、南北取り違えの蓋然性があつたことを指摘するにとどめておく。

二 『三國地誌』該当事等の信頼性

前稿Aで筆者は「（述太川）米洗川説は、つとに藤堂元甫が『三國地誌』で唱え」と記したが、無論『三國地誌』は彼一人で成したものではない。大日本地誌大系本『三國地誌』の第一期刊行例言によれば、元甫は編纂に当たつて「藩士富治林正直・伊勢の人萱生由章及其門下川口維言等を補佐とし」て起用したことがわかる。萱生由章については『三重先賢傳』に次のように紹介されている。「通称ハ木工允諱ハ由章幼名ヲ由舊トイヒ愛州又嵩ト號ス勢州石薬師驛ノ人嘗テ依田貞鎮ニ就キ國學ヲ修メ後藤堂元甫ニ從フ安永天明ノ頃勢州十三賦ヲ作り他二三國地誌（下略）。このように「伊勢の人萱生由章」は現在の鈴鹿市石薬師の人であることから、北勢地方の実質的担当者（執筆者）は萱生由章ではなかつたかということが推察される。しかも彼は、「國學を修メ」たのであるから、述太川＝米洗川説を唱えるに当たつては、何らかの国学者的考証が働いたであろうことも確かであろう。師匠の依田貞鎮については不詳だ

が、萱生由章について『鈴鹿市史第二巻』（一九八三年）は次のように記している。「萱生由章（かようよりふみ二七一七〜七五）は石薬師宿本陣五代秀実の子として、享保二年四月十八日生まれた。津藩藤堂元甫に国典を、和歌を冷泉民部に学んだ。

（中略）彼が萱生氏を称したのは、南朝方の愛洲三郎左衛門宗実が、後醍醐天皇より恩賞として延元四年（一三三九）朝明郡萱生御厨の地頭職に補せられ、その子孫と考えたからである。その論旨を丸い筒に入れ、首にかけて歩いたといわれ、その論旨の写しや筒も残っている。（下略）」（五一八頁）。このように、由章が朝明郡に対して相当な思い入れをもっていたであろうことが推測されるのだが、もし彼に思い入れの核心たる萱生御厨（朝明川中流域。本稿付図北西端に「萱生」あり）に引きずられるような偏向があったとするなら、むしろ迹太川＝朝明川説を唱えるはずであって、米洗川説を唱えたということはそこに学者としての矜持たる客観性が保持されていたとみるべきであろう。もっとも『三国地志』の記述は簡潔で、執筆者の言葉としては「按、鵜村と別名との、中間にあり、是謂ゆる迹太川なるべし」とあるのみで、その根拠（後述）については薄弱である。ちなみに由章の草した『朝明賦』にも「米なへ川とハ別名と 鵜村の間をそ ながるゝ川の 名なりけり 是壬申の 乱の時 天武の帝 神宮を 拝し給ひし 川

の名の と保川とこそ しられぬる」（『四日市市史第十巻 史料編近世Ⅲ』八二二頁）との記述があり、改めて『三国地志』の該当箇所執筆者が彼であったことが知られる。

一方、朝明川説の嚆矢は管見では谷川士清の『日本書紀通証』^⑥（宝暦元年・一七五一）であるが、残念ながら迹太川については「今所謂朝明川」と記すのみで、「迹」に関連して、尾張の登登川などの事例を紹介してはいるが）朝明川とする根拠については明らかにしていない。由章もその根拠としては、（前稿Aでも紹介したが）「米洗」^{よなひ}に関連して「是洗米して以て神を祭り玉ふ處敷」と述べるにとどまり、それに続けて記した「此川のほとりに齋宮の小祠あり。彼地に古松あり、俗御松さまと云ひ、甚だ尊敬す」では、十四川との混同が見られる。相前後して成った両書であるが、互いの説をどのように受け止めていたのであろうか。

その後近世を通じて（現代に至るまで）幾多の説が唱えられていることは前稿Aで示した通りであるが、にもかかわらず『細見伊勢国絵図』（文政十三年・一八三〇）は、何故「迹太川」＝米洗川説のみを採用したのであろうか。というのは、この絵図を見ると、「十四川」には「或作咒志川」と付し、現在の鈴鹿川派川には「里人南川ト云」と付している。つまり称呼の多様性や現地呼称を尊重する編集

態度であつたことがわかるのであるが、にもかかわらず「迹太川」については何の付記も見られない（最も人口に膾炙していたと思われる「米洗川」の呼称を載せていない）の一体どういうわけなのか。これも残された課題である。

三 南北伊賀留我神社再考

由章にしてなお米洗川（羽津）と十四川（茂福）の混乱が見られることに関連して、式内論社伊賀留我神社についても再度触れておきたい。筆者は前稿Aにおいて、近世絵図に見られる「鵜」（羽津）・「北鵜」（茂福）との地名表記から、いささか短絡的ではあるが、鵜を北鵜に先行する集落と想定し、神社の成立もそれに準ずると考え、羽津側の伊賀留我神社（南社）を本来社であるうと述べたが、北鵜集落の成立について照恩寺（四日市市大矢知町）住職であつた佐久間義圓（筆名：青木谷彦、一九〇五〜九五）の著した貴重な聞き書き集『陣屋町大矢知かいわい―幕末・明治生まれ百余人の実談―』（一九八五）に次のような古老談が収録されているので紹介する。

・「荻須房吉（引用者注：明治二年生）談 北鵜村は元は柿（引用者注：現在の朝日町柿。本稿付図北東端に「柿村」あり）の東にあつて、今村といつていたのだが、コンデシが切れた時、流されたから、大矢知村斎宮の東の位置

へ移住してきた。」（一五四頁）

・「内山増次郎（引用者注：安政五年生）談 北鵜は柿村の東にあつた今村が移つてきた。墾田が切れたため、移転したもの。井尻神社（引用者注：朝日町柿にある神社。正確には井後神社）を分祀して、柿と北鵜とに分けた。北鵜には以前から別の神社があり、今のものはそれとの合祀である。」（二一六頁）

このように、現在の北鵜の成立は新しいものであること（少なくとも地元大矢知の古老たちにはそのように意識されていたこと）が分かる。ただその場合、北鵜に以前からあつたという「別の神社」は誰が祀っていたのかという疑問が残る。

また、北鵜は集落と神社の位置関係も不自然である。南鵜の場合は集落北端に神社があるので、参道を通じて神社に至ることが自然にできるのだが、北鵜の場合は集落の南端に神社があるにもかかわらず、参道も南に延びているため、参道を通じて神社に至ることが不自然で、ほとんど利用されない位置関係にあるのである。ちなみに、北社参道南端の鳥居と南社社殿の距離は直線にしてわずか一五〇メートルほどしかなく、往古の境内の広がりを考えれば、北社（茂福社）は南社（羽津社）境内に含まれてしまう可能性すらあろう。

にもかかわらず北社（茂福社）を本来社とする説があるのは、近世の呼称によるところが大きいのではないだろうか。前稿Aでも記したが、近世絵図を見ると両社共に「斎宮明神」と呼ばれていた。北社自体は富田地区茂福に属しているが、大矢知地区の大矢知町^③斎宮（以前は「斎宮」と記した）とも隣接しているのである。現在の所属地区こそ異なるが、至近距離にある「斎宮」と「斎宮」は、極めて関わりが深い（もしくは一体のもの）と考える方が自然であろう。即ち「斎宮」という小字に最寄りであることを以て北社を本来社ではないかとする考えもまた成り立ち得るのである。実際、『富田をさぐる』（生川益也、一九七三）によれば、桑名藩は北社に軍配を上げている。原史料は未見だが、次のような内容である。「寛永年間（一六二四～四四）になって、当時の桑名藩主が南北両鵜の祭日の幟について論争に対して仲裁に入っていることが同藩の明細帖に記されている。これによると、『北・南と両村四十五程ずつに相分かれ、古より北鵜の地に伊賀留我神社という一社あり。南へも勧請す』と北鵜の方を古来からのものとしている」（一九頁）。

しかしながら、先述したごとく、北鵜の集落そのものの起源は新しいとなると、北社の存在を一体どのように考えるとよいのだろうか。今後の課題としておきたい。

四 水辺（川辺）祭祀再考

前稿Aで筆者は、『日本書紀』（以下『書紀』）が「迹太川辺」、「安斗智徳日記」（以下『日記』）が「迹太川上」と記していること、また大海人皇子の側近中の側近に、後に主水司となる身毛（牟宜都）氏がいたことから、何らかの水辺祭祀が行われたに違いないと述べたが、そのことに付いて改めて考察を加えてみたい。

まず両書が「川辺」（書紀）「川上」（日記）と、共に「川のほとり」を示す文言を用いていることについてであるが、書紀編纂者が「日記」を一次資料として用いたとしたら当然ではないかと言われるかもしれない。しかし、「辺」と「上」の違いがあることから引き写しではないことは分かるであろう。さらにいえば『書紀』は『日記』を参考にしても、必ずしも尊重していたわけではないと思われる。というのは、たとえば「望拝」（書紀）・「拝礼」（日記）の時刻について、『日記』は「辰時」と記しているのに対して、『書紀』は「旦」と記しているのである。ここには、既に高く上がってしまった太陽を拝するよりも、まさに昇り来る太陽を拝する方がより劇的な効果があるとする作爲が働いている^④。とすれば、両書が共に「川のほとり」と敢えて記していることは、それが書き漏らす

わけにはいかない重要な事実であつたことを推測せしめる。まして前夜からの豪雨で川は増水しているはずで、現在の我々が行う「二礼二拍手一拝」程度のものなら何も「川辺」「川上」である必要はないのではないか。一層緊迫していたであろう名張の「横河」においてすら、大海人皇子は「燭を挙げて親ら式を乗りて占」いを行つていたのである。やはり「川のほとり」でなければならぬ理由があり、何らかの「水辺祭祀」の作法を以て「望拝」「拝礼」したに違いない。だとしたら、側近中の側近であるムゲツ氏（その時点では本人は安八磨郡に先遣隊として遣わされているのだが）の作法と無縁であるはずがないと考えたのである。

では、アマテラスを「望拝」ないし「拝礼」するに、「川のほとり」でなければならぬ理由とは何か。時代は異なるが、桺幡皇女が身の潔白を訴えるために縊死した際にとつた行動（後述）が想起される。周知のように、天孫降臨に際してアマテラスは「これの鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拝くが如^いき奉れ^ま」（記）と宣べていることから、神鏡はいわばアマテラスの化身ないし分身であると考えられるが、雄略紀によれば、桺幡皇女は「神鏡を賣り持ちて、五十鈴河の上に詣でまして、鏡を埋みて経き死ぬ」のである。なぜ神鏡を埋める場所が、より人目につきにくいと思われる山中ではなく、「河上（川上）」でなくてはな

らなかつたのか。その理由を『書紀』は語つてはいないが、皇女にとつては、「河上（川上）」である必然性があつたに違いない。それは大海人皇子にとつて、アマテラス「望拝」を敢えて「川上」で行わなければならない理由と相通ずるものがあるのではないだろうか。

その理由を推察するに、アマテラスの属性は日神であると同時に神衣を織る織女でもあつたことから、アマテラス↓機織↓棚機女↓川辺（川上）という連関を想定することが許されるのではないか。（先程の「桺幡皇女」もまた、名前の中に機織の属性が示されている¹²）。ちなみに榎村寛之氏は、祭具としての金銅製紡織具に関連して、皇大神宮の「神衣祭は天武・持統頃から聖武頃までがその絶頂期」（『伊勢神宮と古代王権』筑摩選書、二六六頁）とされている。

それに従うならば、壬申の乱当時は、アマテラスの属性として日神とともに織女（棚機女）が非常に強く出ていた時期だということになるのである。大海人皇子がアマテラスを望拝するに当たつて「川上」を選んだ所以でもあろう¹³。

さらにいえば、（本題から外れるが）桺幡皇女の死後「河上に虹の見ゆること蛇の如くして、虹の起てる處を掘りて、神鏡を獲」ることができた¹⁴とあるが、（ここでは「河（水）」「虹」「蛇」の親和性が認められる）、「蛇」もまたアマテラス（皇大神）の属性であつた可能性があるのだ。弘安九年

(一二八六)遷宮に際して神宮を訪れた通海は、『太神宮参詣記』¹⁴を著しているが、その中に次のような奇怪な記事がある。「サテモ齋宮ハ皇太神宮ノ后宮ニ准給テ、ヨナ／＼御カヨヒアルニヨリテ、齋宮ノ御衾ノ下ニハ、アシタコトニクチナワノイロコヲチ待ナト申人アリ」。齋宮(齋王)は皇大神(アマテラス)の後なので、夜な夜なお通いになる。そのため、齋王の布団の下には、朝になるたびに蛇の鱗が落ちてゐる、というのだ。これだけを見れば所謂中世神話の挿話と思えなくもないが、先の『書紀』の記述と併せ考えると、逆に非常に古い記憶をなお留めているというべきではなからうか。即ち、アマテラスがヤマトの地にあつた頃、三輪山の神同様の属性を保持していた可能性を伝えているのではないかと思われる。

五 小河川考

前稿Aで筆者は、水辺祭祀の行われた河川について、杉垣内遺跡(松阪市深長町)の例などを示しながら、「比較的大きな河川を想定すること自体が、そもそも間違ひなのではないか」と述べたにもかかわらず、櫛田川については「齋王が禊ぎを行ったのも櫛田川本流ではなく、その派川である祓川だったといわれている。もっとも、当時は祓川が櫛田川の本流だったという説もあるが、地質学的な年代なら

ともかく、歴史時代においてそうだとすると、古くからある「櫛田」という地名にまつわるヤマトヒメ伝説が成り立たなくなってしまう」と記した。これは現櫛田川左岸に櫛田の地名があることからそう述べたものだが、いささか訂正を要する。というのは、たとえ歴史時代に現在の祓川が本流だったことがあつたとしても、それにより派川となつた現在の櫛田川の呼称そのものに異同がなかったとすれば、あえて云々するには当たらないことであつた。櫛田川は本流であると派川であるとかかわらず櫛田川であり続けたと考へて差し支えないのであろう。そう考えると、むしろ現在の櫛田川が本流ではなく派川(即ち小河川)であつた当時に伝説が生まれ、「櫛田」と呼ばれるようになったのではないかと推測することができる。ちなみに、「櫛田」の遺称地として延喜式内櫛田神社があるが、現社地は昭和八年以降のものであつて、明治四十一年の合祀前は、現社地よりもさらに七五〇m程北西の旧櫛田村字社にあつたという(『式内社調査報告第六卷』四一八頁)。

小河川についてもう一つ事例を示しておこう。「皇太神宮儀式帳」¹⁵の冒頭近くに「神堺」を記した箇所があるが、それによると、「以西伊勢国飯高下樋小河、此称神之遠堺。常入参太神宮駅使鈴口塞。飯野郡磯部河、称神近堺」とされている。「磯(磯)部河」については、櫛田川(含祓川)

と考えられているが、「下樋小河」については不詳である。真盛川・金剛川・名古須川のいずれかではないかといわれているが、明治十七年（一八八四）の「地誌取調書」では真盛川説を採っている。真盛川は「水ノ深淺ハ今川ト称スル程ニアラザレバ量リ難シ、川幅広キ処式間、狭キハ七尺」しかなく、金剛川も「常ニ水少クシテ：故ニ貧乏川ト名ツク」といわれるほどで、「最深処一尺、最浅処五寸、川幅二間」しかなかった（『三重県の地名』平凡社、五一〇・五一頁）。まさに「小河」という表現からも想定されるように、小さな川だったのであろう。そのような小さな川でも「神堺」足り得、「駅使が駅鈴の口を塞ぐ」作法を伴ったことを指摘しておきたい。¹⁶⁾

六 「遠保之芝田」考

前稿ABでは敢えてふれなかったが、神宮文庫所蔵「享徳元年序宣注文」（二四五二年）の三重郡の項に、実は「遠保之芝田」という表現が見られる。これは文書全体を見れば一目瞭然だが（といっても筆者は『四日市市史第七卷』三六三・三六四頁に収められた、河曲郡・桑名郡・三重郡・朝明郡・員弁郡しか見ていないが）、全く異質な（例外的な）表記といつてよい。遠保と芝田という二つの地名を「之」でつなぐといった表記は他に見られないのである。これを

どう理解すればよいのか。素直に読めば「遠保の芝田」（遠保の中にある芝田）となるだろうが、芝田を『倭名類聚鈔』（十世紀）の三重郡に見える郷名（柴田）と考えるならば、芝田の方が遠保よりも広くなってしまい、素直な解釈は成り立たないのである。似た例として筆者が思い浮かべたのは、時代は異なるが「古事記」の天孫降臨の段にある、トユウケ神は「外宮之度相」に坐すという記述である。古代史学徒にとってはつとに知られた箇所であるが、これも度相（度会）の方が大きな地名（郡名）であって、「外宮の度相」では解釈に苦しむのである。当時の修辭法には不案内なのだが、私案としてはある種の倒置法であって、強調ないし注意を促しているのではないかと推測する。つまり「外宮、これは度会にあるのだが（度会氏のものなのだが）」となり、同様に「遠保、これは（離れてはいるが）芝田郷なのだが」といった解釈になるのだが、いかがであろうか。やはり時代は異なるが、『神鳳鈔』（一三七六年）をみると、三重郡の項の終り近くに「柴田郷弘永名」「同郷用永名」「同郷千富名」といった表記が認められる。これも『神鳳鈔』全体を見ると分かるが、こうした郷名を冠する表記の仕方は例外に属する。では、なぜ郷名を冠する必要があるのか。それは隣接する朝明郡の項を見れば納得できる。そこには「弘永御厨」「用永名」「千富名」といった同名の

名田が記載されているからである。その同一名（地権者を同じくする名田）の飛び地として柴田郷にあったがゆえに、区別するために郷名を冠さざるを得なかったのであろう。

それと同様の修辭法が「享徳元年庁宣注文」における「遠保之芝田」ではないかと考えたのである。

もう一つの解釈は、やはり素直に「遠保の芝田」と読むもので、その理由として芝田という地名が当時近隣に複数あったがために、「遠保之」と限定する必要があったと考えるものである。この場合「芝田」の方が「遠保」よりも小地名であることを示さなければならぬが、（少し時代は古くなるが）壬生家文書「寛御厨検田馬上帳」（一一三五年）を見ると、良田（葦田）郷（即ち三重郡）に「柴田里」が認められる。つまり「芝田」ないし「柴田」は、限られた古代の史料においても郷里を問わず複數認められる、いわばありふれた地名であったことが想定され、シバタを以て「柴田郷」の証しとするにはいささか不十分ということになろう。

以上のように縷々考察を進めても、肝心の「遠保御厨」に関しては、『神鳳鈔』では三重郡の項にしか記載されていないという問題は残る。（これについては次項で再び触れる）

七 遠保神社考

前稿Aでは「注」でわずかに触れたのみであったが、四日市市山之一色町に旧村社「遠保」神社がある。由緒は不詳であるが、『神鳳鈔』（一三三七年）に見える「遠保御厨」の遺称地の一つと考えることが穏当な判断なのであろう。

とすると、遠保御厨と迹太川（私見では現米洗川）の關係はどうなるのか。周知のように河川名は、木曽谷から流れ出る川を木曽川と呼び、信濃の国から流れ出る川を信濃川というように、その水源付近の地名を以て称する場合が少なからずある。三滝川も御在所（みたけ御岳）から流れ出る川を御岳川と呼び、後に転訛して御瀧川（みたけ瀧）となり、さらに三滝川と表記するようになったと考えられる。とすれば、迹太川もまた、その水源付近が迹太（遠保）と呼ばれていたが故の呼称でなかったかと推測することが許されるであろう。

地形図を見ると米洗川の水源のひとつは垂坂山観音寺の寺域にあるが、もうひとつは（こちらが主流だが）南側の谷の奥（池ノ谷）にある。前稿Aの「注(19)」でも「遠保神社は」垂坂山観音寺の背後といつてよい位置を占めている」と記したが、谷奥にある水源（溜池）と遠保神社の距離は直線にして六〇〇メートルほどしかないのである。もし水源付近を迹太（遠保）と呼んでいたとするなら、朝明郡の迹太川（私見では現米洗川）と三重郡の遠保御厨は矛盾することはなく、むしろ整合性があることになろう。

ちなみに、山之一色は南西で坂部に隣接しているのであるが、『神鳳鈔』の「坂部御厨」は朝明郡に記載されているのである。とすれば、位置関係から、現在の山之一色付近も当時は朝明郡であったことになろう。またこのことは、（坂部は刑部郷の遺称地と考えられており、通常は三重郡とされているから）、朝明郡と三重郡の境界が固定的なものではなく、時代によって流動的であったことを示しているように。とすると、朝明郡と三重郡の境界領域に位置していたことが、「遠保御厨」が『神鳳鈔』において三重郡に記載されることにつながったのではないだろうか。

なお、遠保神社のある三重地区の郷土史編さん会が、昭和六十一年（一九八六年）に刊行した『ふるさとのすがた 三重村郷土史第一集（総論・宗教編）』によると、「米洗川をさかのぼって水源に近い垂坂町に入る手前の田園一帯が道神田しんでんと呼ばれ、米洗川ごしの垂坂山麓に藤次郎谷とうじろうだにと呼ばれるところがある」と、米洗川の水源近くにドウヤトウという地名が存することを指摘し、「おそらく新田として山之一色に人々が住みついて間もなく鎮守として（引用者注：垂坂から）遷座勧請したものであろう」（一四五頁）としている。「道」や「藤」が「迹太」と関連があるか否かは別として、集落の起源を垂坂の新田に由来するとし、「遠保」のルーツを米洗川水源付近と伝えていることについては注目し

てよいであろう。

八 迹太川Ⅱ海蔵川下流説再考

そもそも前稿Aは、迹太川Ⅱ海蔵川下流説（岡田氏説）に対する違和感に触発されて起稿したものであったので、本稿を終えるに当たり再び岡田氏説について振り返っておきたい。同氏説もまた、本稿「はじめに」に記した「朝明郡迹太川」と三重庄南限の「遠河」の矛盾を合理的に説明するために提案された説であることはいうまでもない。そういう意味で、問題意識は共有されているといつてよい。ただ、その矛盾を解消するために、氏は「三滝川は、野田町の東方で海蔵川に合流していたことが伺われ、合流点以東の海蔵川を『遠河』と呼んでいた可能性が高い」（壬申の乱及び聖武天皇伊勢巡幸と北伊勢）『史料』一九一号とされたのである。

まずその前半部分からみると、確かに現在の三滝川は「野田町の東方で海蔵川に合流」しているわけだが、それは三滝川の増水で市街地が浸水するのを防ぐために、同川の北側堤防の一部を切り落として海蔵川に流すようにしたので、昭和三十六年版『四日市市史』によると、「昭和一六年起工」・「昭和一六年四月より着手」、途中戦時中の中断を含み「昭和三七年完成の予定」とある（四一八頁）。

つまり極ごく近時の開鑿によるものなのである。近世絵図等にも「合流」をうかがわせるものはなく、壬申の乱当時「合流」していたかどうかについては検証不可能である。

したがって後半部分の「合流点以東の海蔵川を『遠河』と呼んでいた可能性が高い」とする説は、前提そのものが危ういのではないか。よしんば「合流」していたとしても、

「合流点以東の海蔵川を『遠河』と呼んでいた」とする根拠は何だろうか。「合流点以東の海蔵川を『遠河』と呼んでいた」ということは、合流点以西については海蔵川も三滝川も「遠河」とは呼ぶことはないということであるが、その場合、三重庄を「生桑町付近に比定」されている氏自身の説との整合性はどうなるのであろうか。（四至では南限を「遠河」としているにもかかわらず、氏は「遠河」を「合流点以東」の呼称とされているのだから）。

また氏は、大海人皇子が天照太神を望拝した川辺を、「海蔵川（迹太川）の左岸（北側）、朝明郡側であつた可能性が高い」とし、「阿倉川町から羽津町にかけて志氏我野あるいは志根我野と言われていた洪積台地先端付近あたり」に比定されている。これは、条里地割の方向性から、氏が当時の三重・朝明郡界を海蔵川と想定されたからであるが、果たしてそうだろうか。というのは、前稿A〔注（19）〕やBでも記したが、同条里の復元を行った仲見秀雄氏は、「三

重・朝明郡界が古代はさらに北方約三里位の線にあつたとすれば別であるが、現境界では、小杉北方の丘陵部の朝明郡内に一部入り込んだ地点から一里を起算せねばならぬ」

『伊勢湾岸地域の古代条里制』東京堂出版一九七九年、六八頁）とされたのであるから、古代における郡界は近世の郡界よりも北方（朝明郡寄り）にあることはあつても、海蔵川が郡界であつた可能性は低いであろう。とすれば海蔵川が朝明郡の川であるはずはなく、海蔵川を以て『書紀』の「迹太川」と見なす説もまた成り立たないのではないだろうか。

また、大海人皇子の「望拝」地点を「：洪積台地先端付近あたり」に比定するということは、海蔵川渡河地点をその付近に想定することであり、当時の官道をその付近に想定することにもなると思われるが、そのルートは近世東海道とさほど隔たつておらず、古代官道としては河口に近過ぎるのではないだろうか。あるいは次のようにも言える。

「迹太川」を三滝川との「合流点以東の海蔵川」とすることは、「合流点」という既に河川下流部における河水の乱流を予想させる不安定な土地のさらに下流というのであるから、そのような場所が古代官道の渡河地点ということなどあり得ようか。（筆者の考える古代官道のルートについては別稿を予定している）。

おわりに

本稿は、前稿発表後に考えたことなどを、手控えとして綴ったいわば研究ノートですが、公表を勧めて下さる方もあり、再び機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。(二〇一三年十月十四日脱稿)

(注)

- (1) 『研究紀要』第二二号(三重県埋蔵文化財センター、二〇一三)
- (2) 『三重の古文化』第九八号(三重郷土会、二〇一三)
- (3) 同『目録』に「絵図一楨 天平勝宝九歳 四至(以下具体的に地名)」とある。
- (4) 同『目録』末の日付(大治五年三月十三日)による。
- (5) 浅野松洞が昭和六年(一九三一)に著したものが、ここでは東洋書院が一九七八年に復刻したものを用いた。
- (6) 臨川書店が一九七八年に刊行したものを用いた。
- (7) 「三国地志跋」によると、全巻の完成は「宝暦癸未」(一七六三)であるが、「勢志二州誌」は「宝暦辛巳」(一七六六)に成っていたことが分かる。更に藤堂高文(『宗国史』編纂者)が「宝暦乙亥」(一七五五)に記した「三国地志序」を見ると「元甫所編三国地志」とあり、既にその時点でも、

ある程度のもので出来ていたことが分かる。

(8)

『朝日町史』(栗田秀夫、一九七四)は、鵜の「神石」について次のように記している。「この石は昔、柿村の荒木宗左衛門知氏が運んで来たと言われ、伊賀留我神社の由緒書きによると末社貴船社は、柿村の荒木宗左衛門知氏という者が遷祀したと記されており(引用者注：現在の北鵜集落には荒木姓が非常に多い)、享保(一七一六～一七三五)のころ、水害のための柿の低地にあった部落今村の住民たちが北鵜へ集団移動したとき石とともに遷祀したものである」(二二四頁)。ただし現在の茂福社(北社)境内には貴船社も「神石」も見当たらない。また同書は、「鵜にある貴船大明神は村人たちから古宮とよばれている」(二一三頁)とも記しているので、貴船社を遷祀した場所は旧社地であった可能性が高い。

ちなみに、貴船社が柿にあった当時の場所は、同町史見返し(明治天皇の巡幸に際して作成された明治初年の街道絵図)に「貴船社」と記載されており、明治二十四年測図同二十六年製版の陸地測量部の地形図(二万分の一)にも地図記号で示されている。現在その跡地と思われる場所には、「コーポラス貴船」という名前のアパートが建ち、その敷地の一面に「井後神社旧址」と彫られた石柱が立っている。

「貴船社」と「井後神社」の関係について、『式内社調査報告第七卷』（皇學館大学出版部、一九七七）は、「井後神社」の項で次のように記している。「当社は：元は柿村大字井戸尻の田間に鎮座し、貴船大明神とも称されて崇敬を集めた。その地は更に古くは今村と称して、当社はその氏神であったが、その今村が約二百年前に柿村に合し、柿村の産神として更に崇敬を篤くされた」。さらに「社記によると」とし、次のように続けている。「柿村字元田：の田間に境内地六畝二十五歩を有して明治四十四年までその地に鎮座してゐたが、しかし田間にあつて狹隘、かつ人家より俯瞰される地形のため、明治八年式社決定にも拘はらず神域の尊嚴を傷けること少くなかつたため、式内社移田神社を同四十四年合祀するに当り、両社の氏は高燥の地に御遷座を願ひ、かくて現在地たる柿村字城之広に、移田神社を合祀の上、移転し、延喜式内井後神社と単称するに至つた」（四九〇頁）。『三重県神社誌』（三重県神社庁一九九三）も、ほぼ前掲書の内容をなぞっているが、「現在地すなわち旧柿神社跡に移転」した理由として、「洪水等の恐れがあり、かつ人家より離れてゐるため」（一五〇・一五一頁）を補足している。

なお今村は、元禄十年（一六九七）の『正保伊勢国絵図』や元禄十三年（一七〇〇）の『元禄伊勢国絵図』には記載されているが、天保九年（一八三八）の『天保伊勢国

絵図』では記載されていない。ちなみに、正保絵図・元禄絵図に記載された柿村・今村の石高は共に五三一石で同程度の規模の村であつたことが分かる。

(9) 現在でも茂福社々頭には「惣社伊賀留我神斎宮大明神」と記された額が掲げられている。

(10) 「太陽を拝する」と書いたが、筆者は『書紀』の「天照太神」・「日記」の「天照天神」は、皇大神宮ではなく太陽と考えている。なぜなら、嵐の一夜の後に拝む対象としては、実際の太陽の方が相応しいと思えるからでもあるが、「望拝」の対象が皇大神宮であるなら、「辰時」を「旦」に変える必要がないからである。

(11) 「将及横河」とあり、やはりここでも川のほとりにたどり着くときであつたことに注目したい。

(12) 名前から機織を想起できない場合でも、有名なハヤブサワケ皇子とメトリ皇女の物語をみると、「女鳥の 我が王の 織ろす機」（仁徳記）「天金機 雌鳥が 織る金機」（仁徳紀）と見え、記紀編纂当時、皇女には織女の属性が伴うと意識されていたことが分かる。二人は逃避行の末殺されてしまふのだが（記では「宇陀の蘇邇」・紀では「蔭代野」）、その屍は「廬杵河辺」（紀）に埋められたのである（記は埋葬地不載）。ここでも、皇女と機織・川辺の親和性を指摘できるであろう。